

## 森林ふれあい推進事業の実施について

〔平成元年6月12日 元林野業二第147号〕  
林野庁長官より各営林（支）局長あて  
〔最終改正〕平成25年3月5日24林国管第133号

最近における森林に対する国民の要請が多様化している中で、都市住民に対し、森林空間を利用した森林とのふれあいの場を提供することが重要な課題となっている。

これらの国民的要請に対処するため、別添のとおり「森林ふれあい推進事業実施要領」を定めたので、遺憾のないように実施されたい。

(別添)

### 森林ふれあい推進事業実施要領

#### 第1 趣 旨

国民共有の財産である国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の一層の発揮、民有林への支援等の新たな課題を踏まえて、地域関係者や民有林とのより一層の連携を確保しながら、「国民の森林」としての管理経営を推進していくことが求められている。

このため、国有林野等において、地方公共団体、教育機関等(以下「地域関係者等」という)の要請やニーズを踏まえて、森林教室等の体験活動のフィールド提供、指導者の紹介や情報提供等を行うことを通じて、国有林野の活用を推進するとともに、もって森林・林業に対する理解醸成や国民の福祉の増進等に寄与するものとする。

#### 第2 事業内容

1 この事業は、森林とのふれあいを希望する者を募集し、森林に対する理解が深められるよう、森林管理局、森林管理署若しくは支署、森林管理事務所、森林生態系保全センター又は森林ふれあい推進センター（以下「森林管理局等」という。）において、地域関係者等との連携により、次に掲げるようなイベントを行うものとする。

- (1) 植林、育林等の体験活動
- (2) 希少種保護、外来種駆除、野生鳥獣害対策等の保護活動
- (3) 森林教室、林業・製材工場の見学等の学習活動

2 この事業の実施に当たっては、事業の趣旨に沿って創意工夫に努めるものとし、併せて森林・林業に関する理解の増進に資するよう努めるものとする。

#### 第3 事業実施計画の作成等

森林管理局等の長（以下「森林管理局長等」という。）は、必要に応じて地域関係者

等と調整を行いふれあい推進事業実施計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、国有林野の適切な管理及び経営に配慮するものとする。

#### 第4 イベントの実施

- 1 森林管理局長等は、この事業を実施する場合、以下により実施するものとする。
  - (1) 森林管理局長等は、地域関係者等から要請を受けてこれらの者との連携によりイベントを実施する場合、森林教室等の体験活動のフィールド提供、指導者の紹介、情報提供等必要な協力を行うものとする。
  - (2) 森林管理局長等は、森林管理局長等が適当と認める営利を目的としない法人又は団体（以下「団体等」という。）に対して公募を行い、イベント等の開催を希望する団体等と協定を締結し、共催等によりイベントを実施するものとする。

なお、この場合において、イベントの実施業務は団体等が行うものとし、イベントの参加費は、団体等が算出し、徴収するものとする。
- 2 森林管理局長等は、第4の1の(1)又は(2)によるイベントの実施が困難で、かつ国自ら実施する必要性が明らかな場合（全国行事、記念行事、森林生態系保全センター及び森林ふれあい推進センターの業務等）に限り、職員の実行によりイベントを実施することができるものとする。

#### 第5 費用負担

森林管理局長等は、イベントの実施に当たっては、予算の範囲内において、外部講師の人件費、貸切バス等の借上げ料等を支出することができるものとする。また、必要な資機材については、地域関係者等又は団体等に貸与することができるものとする。

#### 第6 実施に当たっての留意事項

- 1 森林管理局長等は、イベントの実施に当たり、規模、内容等に応じて森林インストラクター等を配置するとともに、安全指導等安全の確保に十分配慮するものとする。
- 2 森林管理局長等は、この事業の実施に当たっては、必要に応じて関係森林管理局等、森林技術総合研修所の各機関の長と十分協議するものとする。